

令和6年横審第19号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 B操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年10月24日07時49分

神奈川県横須賀港第6区

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 4.5トン

全 長

3.33メートル

登 録 長 11.85メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 279キロワット 1キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和58年10月に進水したFRP製遊漁船で、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配置し、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー及びバウスラストリモコン、同右舷側にGPSプロッター、魚群探知機及び機関遠隔操縦装置、舵輪のやや右舷側後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年10月24日07時30分横須賀港第5区の係留地を発し、同港第6区の釣り場に向かった。

a受審人は、舵輪の後方に立った姿勢で操船に当たり、横須賀港第5区を東行し、07時45分半少し過ぎ観音埼灯台から142.5度（真方位、以下同じ。）880メートルの地点で、針路を197度に定め、機関を全速力前進にかけ、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行し、07時47分少し前観音埼灯台から161.5度1,240メートルの地点に至り、目的の釣り場に近づいたため、4.5ノットまで速力を減じて続航した。

減速したとき、a受審人は、正船首300メートルのところに、Bを視認することができ、同船が錨泊中の船舶であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を西方に向けてほとんど移動しない様子から、錨泊中であることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定めたときに前方を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、

このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく進行し、07 時 49 分 観音埼灯台から 168 度 1,500 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が B の右舷船尾部に前方から 87 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力 2 の北風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、B は、小型船舶として船舶検査を受ける必要がないミニボートと呼称される F R P 製モーターボートで、b 指定海難関係人が 1 人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首 0.3 メートル 船尾 0.4 メートルの喫水をもって、同日 07 時 00 分横須賀港第 6 区の海岸を発し、同海岸の南東方沖合の釣り場に向かった。

b 指定海難関係人は、釣り場に到着後、07 時 40 分衝突地点付近で、水深 20 メートルの海中に重さ約 8 キログラムの自作の錨を投入し、同錨に長さ約 1.6 メートルのチェーンを介して接続した、直径 6 ミリメートル長さ 70 メートルの合成繊維索を約 50 メートル伸出して船首のクリートに係止し、錨泊中の船舶であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、高さ約 3 メートルの竿^{さお}の先端に一辺約 50 センチメートル四方の赤色の旗を掲げ、船首を 290 度に向け、機関を停止して錨泊を開始した。

b 指定海難関係人は、船尾の椅子に腰を掛け、左舷方を向いて釣りを行っていたところ、07 時 47 分少し前前示衝突地点で、船首が 290 度を向いていたとき、右舷船首 87 度 300 メートルのところに A を視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 指定海難関係人は、A に対し、注意喚起信号を行わず、機関を始動して錨索の長さの範囲で移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、B は、船首が 290 度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、A は船首外板に修理を要しない擦過傷を生じ、B は右舷船尾部外板に破口を伴う亀裂等を生じたが、のちに修理され、b 指定海難関係人が右眼瞼挫創を負った。

（航法の適用）

本件は、港則法が適用される横須賀港において、航行中の A と錨泊中の B とが衝突したもので、同法には本件に適用すべき航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との定型的航法規定がないことから、同法第 38 条及び第 39 条の船員の常務により律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、横須賀港第 6 区において、釣り場に向けて航行中の A が、見張り不十分で、錨泊中の B を避けなかったことによって発生したが、B が注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、横須賀港第 6 区において、釣り場に向けて航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定めたときに前方を一見して船舶を見かけなかったことから、航行の支障となる他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中の B に気

付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b指定海難関係人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年11月7日

横浜地方海難審判所

審判官 丸 田 稔